平成２３年（フ）第５８号
京都府向日市森本町上森本17番地
債務者　袖岡　伸公
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　敦史
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目２番10―501号
債務者　岩城　武夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９２号
茨城県牛久市田宮町576番地104　ハピネスサカイ103号室
債務者　矢後　敏也
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤しのぶ
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４８０号
名古屋市東区砂田橋５丁目８番19号　マンション石田305号
債務者　小椋　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０７７号
札幌市東区北40条東17丁目２番10―308号
債務者　杉田　卓司
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
栃木県鹿沼市西鹿沼町1047番地
債務者　酒井　敏夫
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月25日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７９２号
広島県東広島市西条町御薗宇3483番地２
債務者　高橋　博明
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８５号
広島市中区羽衣町１番26号
債務者　宮崎　禮子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８６号
広島市中区大手町５丁目４番12―902号
債務者　宮崎　宗明
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９２号
広島市南区仁保３丁目30番５―601号
債務者　中原　康弘
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９３号
広島県呉市天応福浦町４番19号
債務者　中原　公子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
山口市小郡下郷2257番地１
債務者　三宅　靖彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石村　太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
北海道天塩郡幌延町字問寒別137番地の４
債務者　斎藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所民事部